

広島市お知らせ

第 28 号
27. 6. 1.

(市政広報ひろしま改題) 発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷株式会社

これまで経過

本市に競輪場を設置すること、並びに市が競輪を開催することについては、既に昭和二十四年十二月二十四日及び二十五日三月一日に、それぞれ通産省及び地方財政委員会から承認並びに指定を受けたのですが、設置場所其他に支障があつてその実現を見ないまま今日に及んだのです。

昨年秋頃より、窮迫せる市の財政建直しという真に止むに止まらない事情のため、競輪

具体化の気運が起り、市議会の産業委員会に於ても、市内に市直営で早急に競輪場を建設すべきであるという意見を決定したのであります。

競輪場建設のいきさつとねらい

そこでその後最近に於ける他都市の実情を調査し、着々実施に必要な準備を進めて来ましたが、建設資金借入の見透もほぼ明かとなりまして、市財政建直しのために設けられた財政調査委員会に、此のほど具体案を諮問する段階に至りました。

競輪場建設のねらい

競輪場の目的は、自転車競技法第一条に明記されてゐる通り「自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足に寄与する」とともに、地方財政の増収を図るため」であります。現在全国六十カ所の競輪場は戦災都市復興の意味から、この趣旨で運営されて何れも相当の成果を挙げつつあり、その収入金の使途は庶民住宅、病院、学校、公民館、図書館其他の社会施設の建設、中小商業対策資金、

失業救済事業、奨学資金等に充てられてゐます。本市としましては、一億円余に上る財政上の赤字を克服すると共に、積極的に財源を獲得して市民各位のために、住宅・学校の建設、其他厚生、産業方面に有効に使用致す所存であります。

なお競輪による騒ぎよう事件其他の色々の弊害の面は、通産省其他の厳重な監督と関係者の自肅によつて面目を一新して参りました。本市に於ても実施の場合はこの点についてはあらゆる対策を講じ、特に未成年者の取締り関係については厳重に勵行することになつております。

計画の概要
設置の場所については、市内数カ所を候補

海外市況には

海外市場調査会の利用を

● 足 ●

貿易の飛躍的發展を期するためには、貿易業者、生産業者にとつて海外市場の動向、海外嗜好の遷移等を常に正確に把握し、業界の触手として活動し得る強力な海外市場調査機関が必要ですので、関係業界の要望に応え、昨年一月財団法人海外市場調査会(シエトロ)が発足し、僅々一年余りの間に急速に整備充実されて、現在では本格的な活動段階に入つております。

● 調査網 ●

本部を大阪市に、支部を東京都に置き、更に海外の調査網として北・中・南米・東南アジア・欧州・アフリカ等世界各地に亘つて二十数カ所に調査員を配置してあり、第二次計画として近く現在と同数以上の調査網を敷く運びになつてゐます。

● 業務 ●

本会の業務は、その一つは海外の見本を蒐集して国内に展示するとか、海外で日本商品

地として種々検討した結果、宇品の国有地を第一候補地として関係方面と折衝してゐます。全地に走路距離四百米、八千人程度を收容出来る競輪場を、通産省其他関係官庁に対し所要の手続をすると共に市議会の承認を得た上で、三カ月程度の期間で建設する予定です。

本市の立地条件より見て收支の予想は、岡山県玉野市及び山口県防府市の競輪成績に優るとも劣ることはないものと考えており、従つて最近の如く全国的に順調な競輪運営を続けるとすれば、如何にうちに見込んだとしても大体一年有余にして建設費を償還し、その後は市財政に多大の寄与をなすことが予想されます。(産業局)

の展示会を開くとか、毎日起りつつある商取引の引合・照合について調査回答する業務であり、他の一つは海外市況等の調査をして、貿易業界及び関連産業界に生きた参考資料を提供する業務です。

● 会員制度と利用について ●

本会は、国庫補助金と、地方公共団体の寄附金によつて維持されてゐますが、業界の方で一定以上の寄附金を納付して入会を申込みば賛助会員となる事が出来ます。

会員は、同調査会が発行する凡ての刊行物(研究シリーズ・月刊雑誌・旬報・速報その他多数)を無料で配布される外、直接調査を依頼する事が出来ます。しかも会員でない方でも、会員である県、市、又は通産局を通じて依頼する事が出来ますので大いに御利用下さい。

当市では印度に於ける針の需給状況についての調査を、通産局を通じて実施し極めて短日間に回答を得た事例があります。なお市商工課で、同調査会の刊行物を取りそろえておりますので、詳細については商工課にお問合せ下さい。(商工課)

◎ 回覧にしてお読み下さい

使用料金は
 下水道使用料の料
 率は次のとおりです
 ○井戸汚水 湯屋排水
 一立方米につき

その他排水 一立方米につき 一圓〇〇〇
 ○水道汚水 水道使用料算定額（支給
 料、量水器損料を除く）の十分の三
 次に汚水排出量の認定方法は、

一、上水道を使用する場合は広島市水道使用条例で定める方法によつて計量又は認定した上水道の使用量を汚水排出量とみなす。

二、上水道以外の水のみを使用する場合はその用途、人員数その他の事実を調査して汚水排出量を認定する。

三、上水道と上水道以外の水を併用する場合は前二号に規定する汚水排出量を合算する。

以上のことになつています。

二 徴収の時期と方法は――

下水道使用料は四月から翌年三月までの一箇年を六期に分けて二箇月毎に徴収することとなつています。

徴収方法は大体上水道の使用料と同時に係員が集金にかがうこととなつていますが、官公署その他特殊の場合、内

就職資金の貸付

本市の失業対策事業の就労適格者数は、現在約五千名ですが、これら日雇労働者の常備化の促進と更生援護を、就労のため、労働者が定職についた場合、は職元で最初に支払われる賃金を受けるまでの生計を維持することが困難な者に対し、食いつなぎ資金として左記により就職資金の貸付を行います。

貸付事務は、厚生局労政課（階南側）で取扱つております。

貸付資格 広島市に六カ月以上居住

必要です。

○B・C・Gを打つたために結核になつたなどということは絶対にありません。生れたての赤ちゃんに打つても大丈夫です。

○結核を防ぐのに一番大切な時期はツベルクリン反応をはじめて陽性になつてからの一年間です。ツベルクリン反応が陽性になつたらましようでもレントゲン検査を受けましょう。

○日本人の寿命が十年以上ものびました。それは結核の死亡率がグツと下つたからです。結核は予防できる病気です。

(衛生課)

○結核の素人判断は危険です。保健所か医師の指示に従つて適当な治療を受けましょう。

○体に異状がないからといつて油断は禁物です。結核の正しい診断にはツ

なり高い気温と湿度のために有害な細菌の繁殖が盛んになり、食品は腐敗し易く、食中毒や急性下痢等が起り勝ちです。これを防ぐには

◎ 暴飲暴食を控えて胃腸の機能を充分に發揮さすこと。

◎ 食品の保管に留意し、残り物等を不注意に食べないこと。

なおつゆ時には洗濯が大変でともすれば不潔になり勝ちな上に、湿度が高いため肌着等の乾燥も不充分となり、子供の肌がたれたり刺戟によつて湿疹がでたりします。ので、体を清潔にするともに衣服等は晴天の時に乾燥するように努めることが大切です。

衛生×毛

つゆ時の衛生

初夏のすがすがしい新緑の訪れと共に、反面、うつとうしいつゆの時分と

市政
相談

りますので、一般民間事業程度の高い能力をあげることは無理としても、賃金が国民の尊い血税で賄われていることを考えると、相應の作業効果を期待する事は当然であり、そこで体力、能力等を基準にして六段階の賃金差を設けて失対事業運営の万全を期している次第です。

以上、勞務者自身も十分に自覺して、市
民の期待に背かないよう努力して戴きたら
と思います。勿論市当局としても、現
在の如く誤解されていたようですが、勞
働に対する報酬として賃金が支払われる
ように注意していますが、他面社会一

こんな補助金を
御存じてすか

(二)

工業化試験補助金
 鉱工業の進歩發達に資する工業化試験を奨励助長するため、工業化試験実施に必要な経費のうち
 (1) 設備及び装置の新設、増設、改造

(2) 機械器具の買受け、製造、据付等に要する費用

(3) 前各号に掲げるもののほか、通産大臣が特に必要と認める費用

等に対し通産省から交付される補助金、

金で有望な事業を始めようとする方
又は前述の趣旨に副つて事業の拡張、
整備等を希望される方は、來年度（昭

(=)

鈛工業の進歩發達に資する工業化試

(二)提出先 広島通産局企業第一課
(様式当所にある)
なお広島県に於ても発明研究工業化

奨励金貸付制度が設けられておりますが、御希望の向は当所又は発明協会（大工学部内）へ御問合せ下さい。

○米国対日援助見返資金貸付制度
○広島県、市の預託金融資産制度

の御活用をおすすめ致します。(御希望の向きは当所で御取次ぎします)
(市商工相談所)

大隈に於ては、

— 25 —

2000

圖書集成

六月の納税案内

●市民税(本年度第一期分)

6月1日～6月30日



市民税は、固定資産税と共に直接私達の街の道路、橋梁、学校、住宅、其の他色々の復興建設に使われる一番主要な財源です。納期限内に必ず御納め下さい。なお五月末日納期限の自転車税等雑種税で、未だ納めておられない方は至急納めて下さい。(市民税課)

うなぎ上りの交通事故

「人は右、車は左で明るい交通」

多忙な日々を送る私達はとかくこの原則を忘れて間違いを起します。本年一月から四月末までの市内でおきた交通事故の件数は

一月	三七件	死者	四人	負傷	二〇人
二月	三一	〃	〃	〃	二五
三月	四四	〃	〃	〃	二六
四月	四二	〃	〃	〃	二六
合計	一五四	〃	二	〃	九七

で死者実に十日に一人の多きに達してあります。

交通事故の多少は文化の尺度とも言われます。平和都市広島としてこの様な数字は誠に恥かしい次第で、市警察としても次の点を指導取締りの重点として事故の絶無を期していますが、要は市民各位の協力如何に依るわけです。

対面交通の徹底、道路不正使用の一掃、車輛操縦者の教養(市警本部)

●計量思想普及週間

(六月二日～六月七日)

昨年六月七日公布され、本年三月一日より施行された計量法及び計量法施行法の公布一周年記念行事として六月二日より六月七日迄を計量思想普及週間として、お買物自由計量所(横川、己斐、駅前、鷹の橋)や、移動計量相談所を設置したり、ポスター、チラシ等を配布して、計量思想の普及を図ることになりました。(商工課)

●未亡人生活相談所開設

広島市連合未亡人会では、未亡人の厚生援護の一環として、去る四月一日より市役所社会課内(二階南側中央)に生活相談所を開設し、すべての相談に応じております。相談日は月、水、金(午前十時から午後三時迄)です。御利用下さい。



な五月十五日迄の相談受付数は八十一件で、内離婚は就職二十七、内職一〇、住宅二、結婚二、その他となつており、相談には未亡人会長、同副会長、事務一名がそれぞれ当っております。(社会課内未亡人生活相談所)

●鳥取大火義捐金の募集状況

去る四月二十七日より、未亡人会、民生常務委員、婦人連合会を主体として衛生協会等各種団体の協力により開始致しました鳥取大火義捐金の募集は、五月十六日現在で六十一万四千七百七十円に達しました。(社会課)

●白い羽根募金は六月も続いて

五月一日より全国的に開始された白い羽根(日赤募金)運動は、五月十九日現在当市目標額二百五十万円に対し、僅か三十七万七千五百九十三円で、可成り目標額に達するまで募金を続けることとなり、六月にも戸別募金

が行われますから、市民の皆さんの御協力をお願い致します。(社会課)

●印鑑届、印鑑証明に必要なのは?

区分	印鑑届のとき	印鑑証明のとき
個人の場合	印鑑・保証人の印鑑・在籍確認証又は米穀通帳	印鑑・在籍確認証又は米穀通帳
未成年者の場合	印鑑・保証人の印鑑・在籍確認証・同意書・在籍確認証又は米穀通帳・同意書	印鑑・在籍確認証又は米穀通帳・同意書
法人の場合	代表者の印鑑・抄本・登記簿の抄本又は謄本	代表者の印鑑・抄本(又は謄本)

(註) (1)届出人・保証人の本籍・氏名・生年月日を明かにすること。

(2)印鑑は、三文判、指輪判、あまり小さい印、欠けた印等はいけません。

(3)保証人の印鑑は、市役所に届出である成年者の印鑑なら誰のでもよろしい。

(4)在籍確認証は、市役所の出張所で無料で出します。

(5)同意書は、親権者、後見人が市役所に届出した印を押したもの。

(6)法人の場合に必要とする抄本(又は謄本)には、会社の所在地、商号、設立年月日、届出人の氏名、及び保証人となる役員一名の氏名のあるもの。

(戸籍課)

●差押物件買受希望の方へ

従来各種差押物件の公売は、当市役所に於て随時入札の方法を以て行つていましたが、今回買受希望者の便宜を考え五月十九日から、日曜、祭日を除くほか(但し土曜日は午前中)毎日公売をすることになりましたから、ご検討し御利用下さい。申込は徴収課(地下南側)です。(徴収課)

●百日せき及びチフテリアの定期予防接種

広島市保健所では、今回予防接種法により、百日せき及びチフテリアの定期予防接種

を左記の通り実施いたしますから、該当者は一人洩れなく受けて下さい。

一、日時 五月十九日から、八月三十日まで(診療時間中)

二、費用 百日せき(一回接種)一回四十円

三、接種を受ける人 百日せき(一回接種)一回四十円から生後六ヶ月に至る期間(三週間を隔てて一回接種のこと)(2)前号定期後十二ヶ月から十八ヶ月に至る期間(追加免疫一回接種)

チフテリア(生後六ヶ月から十二ヶ月に至る者)(三週間を隔てて一回接種)

四、その他 (1)チフテリアの注射を生後一回も受けていない者は今回は一回受けること。

(2)各接種のすんだ人は、証明書をお受取り下さい。(3)希望の人も受けられます。

五、接種場所

牛田町 大田医院 大手町七 蔵本医院

矢野新町 中岡 水主町 迫井

愛宕町 浅海 江波本町 米沢

南段原町 原田 舟入幸町 藤巻

仁保町 佐武 舟入仲町 香川

越前町 塩田 西九軒町 田中

的場町 石田 横川町二 秋山

大須賀町 本郷 二丁目 玉垣

宇品町七 竹内 己斐町 津田

丹那 松田 須古町 前田

皆夷町三 伊藤 庚午北町 世木田

斜屋町 山本 草津南町 下永

上流川町 湯浅 向洋本町 大橋

鉄砲町 東 東白島町 三好

基町 灰塚

宇品町 国立病院 宇品町 県立病院

千田町 日赤 油屋町 記念

基町 選信 尾長町 鉄道

舟入幸町 保健所分室(舟入病院内)

(広島市保健所)

広島市 お知らせ

区画整理特集号

27. 6. 5.

(市政広報ひろしま改題) 発行 広島市役所市長室広報課 印刷所 中本印刷株式会社

☆復興都市計画と区画整理☆

「六・七十年間は草も生えぬ」と言われた原爆の廃墟の中から真先に芽生えたのは、市民のたくましい復興意欲でした。

終戦の年の暮には早くも町内会長を中心として「復興会」が結成され、この戦災を機会に広島市が過去幾度か企図しながら、ついに実現しなかつた根本的な都市計画を実施すべきであるとの意見が強くなら



り、それには市民の意志を十分反映させると共に復興の基本的計画を樹てる機関が必要であるとして、昭和二十一年二月十五日「復興審議会」が設立されました。

なぜやらねばならぬか？

土地区画整理は

この機関は地域代表、職場代表及び権威ある学識経験者をメンバーとし、前後二十一回に亘つて討議を重ねる一方、全議員を委員とする市議会の復興対策委員会とも十分意見を交換して、市長の諮問に応ずると共に樹立した計画を市長に進言し、広島復興の骨組をつくり上げる役割を果たしたのです。

この間政府に於ては、戦後直ちに復興院を設けて、全国に亘る戦災の復興基本方針を定め、これに基づいて昭和二十一年九月「特別都市計画法」を公布、速かな復興と根本的な都市計画の実施を国家的要請として促しました。更に又、原爆第一号都市広島市の復興は全世界の注視的となりました。

請、更には全世界の関心のうちに、昭和二十一年十月四日広島復興都市計画街路と土地区画整理の計画が決定され、次いで同年十一月一日には広島特別都市計画東部及び西部土地区画整理の事業決定がなされるに至りました。申すまでもなく、本市はその中心部が徹底的に破壊されて経済的な底力を根こそぎ失つており、又国自体の力も限られていたため、早急に欧米先進諸国に匹敵するような都市を建設することは資材・資金の面から不可能であり、まず都市再建の地下となり、各種の施設をつくる基盤として一応の枠をつくる土地区画整理事業だけでも急速に実施し、再建の基礎を確立することとなりました。

さてこのように都市計画と関連して行われる区画整理事業の利点を考えますと

市民負担の公平

街路を新設したり、道を拡げる場合、その必要用地だけを買収する方法では、公共用地にかつた人だけが土地、住宅及び営業を失い、一方かからなかつた土地の人は逆に著しい利益を受けるような不公平があるが、区画整理によれば、地区全体の土地所有者と借地権者が従前の権利に応じて公平に土地又は金銭の負担をし、全体が利益を得るようになります。

国庫補助が得られる

区画整理事業は莫大な費用を要するものですが、特別都市計画法によつて現在事業費の五割を国庫から補助されています。

区画整理の

もたらす利益は？☆

復興土地区画整理のもたらす利益のうち、市全体としての利益は

公共用地の確保

都市計画の目的に副うよう、区画整理区域の面積に対し街路面積を約三十%、公園緑地を約七・五%の割合で確保し、在来の無計画な街路を整備して交通の便を図り、適度の空地をとつて住宅環境を改善し、将来予想される高層建築にも備え、狭い土地を最大限に利用することが出来ます。

防火区画の設置

我が国の家は大部分木造ですから、年々火災によつて莫大な損害を受けております。これは主として家屋が密集していて火災の延焼率が極めて大きいためであり、火災一件当りの損害額は米国のその約十倍です。そこで区画整理を実施して、十分な防火区画をつくれば、このような損害を軽減させ得る訳で従来の統計によつても大正、昭和年間の大火災(焼失五百戸以上)は五十件約四十八萬四千戸にのぼつておりますが、区画整理を実施した箇所には全然このような大火災はおこっておりません。

失業者の救済

一般的に区画整理事業は土木工事が主で、技術的に簡易な仕事も多く、機械力もさほど必要でないのに、失業救済の仕事に適し、失業者がこの面に活用されます。

次に個人々々としての市民の受ける利益を考えますと

宅地の利用価値の増進

くねくねした道路や、通り抜けの出来ない狭小路などを整理して、市街地を整頓し、どの家も道路に面して建てられるようにして交通を便利にし、通風采光もよくなり、敷地もなるべく方形にするので、土地の利用価値が飛躍的に高まることになります。

◎回覧としてお読み下さい

☆ 換地処分 ☆

換地は原則として従前の土地の地目、地積、等級等を標準として交付され、それが、その外に特別の事情のあるものにつ

建物移轉は何故

しなけねばならないか？



謂ては、別に規約を定めて換地を行う所
 購特別処分があります。
 (本市に於ては昭和二十年八月十五日
 現在から引続き過少宅地を所有し又は
 所有していた方、或はその未指定にあ
 る仮換地発表前に設置した建物となる
 べく救済するため、特別処分の方法を
 研究中です)
 これらの処分(通常並びに特別換地処
 分)はいずれも県知事の認可を得て、そ
 れを告示しなければなりません。最終
 的には、登記面を従前の土地から換地先
 へ切り換えるために土地区画整理登記
 申請をし、その登記済みによつてその土
 地の換地処分が完了します。その時期は
 昭和二十八年以降となる予定です。

は県知事（西部）名で、その所有者に対し次のような命令が發せられます。

これは換地（移転先）のある者、及び
借地権があつて、その換地に行ける者に
對する命令で、特別都市計画法第十五條
によつて、三月以上の猶予期間を附さ
れます。

前記(一)以外の者、一部の切取除却で足る者、及び不法占拠の不法建築物に對してその除却を命ずるもので、耕地整理法第二十七條に定められているものであつて、必要に応じて適當な期限を定めることになつてゐます。

借家人等の建物占有者に發せられる命令で、前記の移転や除却の期間に支障のないよう考慮して期限を定めます。

以上の各命令が発せられると、補償係
の担当者から関係者に対して個別的に交
渉を開始しますが、この期間内に諸種の
事情により命令が実施されない場合は次
の段階によつて処理されます。

命令期間内に移転が実施されない場合は、何時実施するかその期日を明示されるよう催告書を發して督促します。

備被害を発生してもなお移転を実施しない場合は、移転期日を指定して移転の督促を行い、若し実施されない場合は、行

發します。

(三) 行政代執行

戒告書を発してもなお移転の意志のない者に対しては、やむを得ず本人に代つて建物の除却を行う旨の執行令書を発すると共に執行します。この場合、執行に要した費用は被執行者が負担しなければなりません。

建物移転の

補償金の算出は？――

区画整理逐行に対する市の方策

え、子孫の繁栄の基を築きたいものです。

以上述べて参りましたような土地区画整理事業は、原子爆弾という特殊な戦災を被つた広島を、明るく、住みよい平和都市として復興する基礎をつくり上げるための事業であり、努力です。そしてこの事業は、多くの国費や市民の負担によつて行われていますがその努力が着々と実を結んでいる状態は、日々皆さんが街角で御覧になる通りです。

この事業は昭和二十九年年度で打ち切る計画となつておりますので、それまでに是非とも完成して世界的な期待に応

理が恰も施行者のみの事業であるかの如く誤解され、単に個人的な利害からならぬの判断だけで非協力的な態度に出られ、全体の事業に支障を来す向もありますが、この事業は将来の広島市民を、も考慮に入れた市民全体の仕事として、而もその計画は衆智を集めて最も理想的な計画が決定されているのですから、一部の人々のためにこの計画を變更することなく、全体の利益を守るために、計画遂行を強力に推進する方針です。

建物移転には、東方、移築、及び除却の三つの方法があり、その補償金は、広島県補償審査会補償内規によつて算出の上交付されますが、算出基礎となる補償率は次の表の通りです。

補償率（建築許可証による）

許可別 限界別	非戦災建物 無条件許可	建築許可証 ③建築許可証	無許可
昭和21.8.15 以前のもの	坪数に制限 なし 100%	15坪迄 100% 15坪超過分 50%	0
昭和21.8.15 以後のもの	条件付許可 条件付誓約 書	15坪迄 50% 15坪～30坪 30% 30坪超過分 20% 15坪迄 30%	0

広島市お知らせ

援護法特集号

27. 6. 26.

(市政資料ひろしま改題) 発行 広島市役所市長室広報課 印刷所 中本印刷株式会社

戦傷病者戦没者遺族等

援護法のあらまし

今迄恩給法によつて受けていました軍関係の増加恩給及び遺族扶助料は、終戦後、連合国総司令部の當書によつて、それぞれ制限或は停止されておりましたが講和独立の喜びの日を迎えるに当り「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が去る四月三十日公布せられ、軍関係者並びに遺族に対し広く援護の手が差伸べられることになりました。

この援護法は軍人、軍属の公務上の負傷及び疾病または死亡に対する国家補償の精神に基いてつくられたもので、年金と弔慰金の二種にわかれ、特に年金は、障害年金と遺族年金の二通りあつて、戦争による軍関係の身体傷害者及び遺家族に支給されることになったのです。

次に援護法のあらましについてお知らせ致します。

一、この法律の目的

この法律は旧軍人軍属が公務のため負傷したり、疾病にかかり、又は死亡した場合の国家補償の精神に基いて、これら該当者並びに遺族に対し年金又は弔慰金を支給して広く援護の手を差伸べようとするものです。

二、遺族の範囲

公務のため死亡、又は公務による負傷、罹病が原因となつて死亡した軍人、軍属の遺族

であります。次の方々も軍人、軍属と同様に取扱われます。

- (1) 陸軍士官学校、海軍兵学校等の生徒
- (2) 船員、徴用工、勤勞学徒、国民義勇隊女子挺身隊
- (3) ソ連や中共地区に抑留され、旧軍人、軍属と同様の境遇下にあつた方(特別未帰還者と認定された者に限る)で死亡された者
- (4) 軍人は時期的に制限はありませんが、

軍属の場合は昭和十六年十二月八日以降戦地勤務を命ぜられて戦没された者、傷病軍人等で障害年金、増加恩給等の支給を受けていた者が、障害年金の支給事由である公務上の傷病以外の原因で死亡した場合でもこの援護法の支給対象となります。

三、軍属であつても本法の適用を受けられない者

事務官、理事官、通譯官、編修主事、属、技手、通譯生、助教、編修書記、陸地測量所、録事、看護婦長、馬政局書記、千住製絨所属書記、千住製絨所技手、俘虜情報局書記、退官又は死亡の際判任文官より陸軍の教授、技師、司政官その他の奏任文官に昇格した者、内地で死没した雇傭人

四、遺族年金について

- (1) 遺族年金は今次大戦のみでなく、大戦前の事變、戦役において戦没された方々の遺族にも支給されます。
- (2) 年金の額は配偶者には一万円、子、父母、孫、祖父母には五千円支給されます。
- (3) 受取人の範囲
戦没者によつてその家計が維持され又は戦没者と生計を一緒にしていた配偶者、子(十八才未満)、父母(六十才以上)、孫(十八才未満)、祖父母(六十才以上)であります。したがつて兄弟姉妹、伯叔父母、従兄弟等は資格がありません。
- (4) 遺族であつても次のような場合は、年金を受取る事が出来ません。
① 遺族が死亡したとき
② 離縁になり、戦没者と縁が切れたとき
③ 配偶者が再婚(内縁関係を含む)したとき
④ 子や孫が結婚したとき(十八才未満でも不可)
⑤ 妻子や孫が他人の養子となつたとき

- ④ 父母や祖父母が戦没者の死後後新に結婚したとき
- ⑦ 孫や祖父母で扶養することの出来る血族があるとき
- ⑧ 戦没者が重大な過失で死没したとき
- ⑤ 子、父母、祖父母、孫で年令に制限なく年金が受取れる場合
- ① 財産や収入がなく不具者或いは病気で働けないとき
- ② 父母については独身で扶養する子や孫がいないとき

五、遺族弔慰金について

- (1) 昭和十六年十二月八日以降の戦没者の遺族にのみ支給されます。従つて支那事变以前の戦没者の遺族には支給されません。
- (2) 戦没者一柱につき軍人、軍属の場合には国債五万円が支給されます。従つて三柱の場合は十五万円になります。
- (3) 船員、勤労学徒、女子挺身隊、徴用工、国民義勇隊員の遺族に対しては国債三万円が支給されます。
- (4) 国債は十ヶ年償還で、利子は年六分

年金及び弔慰金の

請求書受付日割

戦傷病者、戦没者遺族等援護法による年金、弔慰金の請求書、受付事務を次の日割表により受け付けますから、該当遺族の方はなるべく最寄りの場所に御提出下さい。

(自午前九時午後四時)

期 日 受 付 場 所

七月 七日 (月) 牛田、荒神小学校

であります。だから国債五万円の場合には本年度は三千円の利子が払われ、来年度からは元金と利子とを合計したものを九等分した七、一四一円が毎年支払われることとなります。

(5) 受取人の範囲と順位は次の通りで、その中の先順者一名が受取人となるわけでありませう。

- ① 配偶者
 - ② 子
 - ③ 父母(養父母は実父母より先順位)
 - ④ 孫
 - ⑤ 祖父母
 - ⑥ 兄弟姉妹
 - ⑦ 他人の養子となつた子
 - ⑧ 他人の養子となつた孫
 - ⑨ 他人の養子となつた兄弟姉妹
 - ⑩ 他人と再婚又は他人の養子となつた配偶者
- 従つて他に誰も遺族がいないうちに初めて再婚した配偶者に対し支給されることになるわけです。
- (6) 遺族で弔慰金が受取れない場合
- ① 戦没者が重大なる過失で死亡したとき

② 離縁により戦没者と縁が切れた時昭和二十七年四月一日現在において禁こ以上の刑を執行中のもの

六、時 効

遺族年金及び弔慰金を受ける権利を得てから七年間、請求しないで放置しておきますと、時効によつて権利を失いますから該当者は特に注意しなければなりません。

七、税金との関係

- (1) 年金、弔慰金に対しては所得税はかかりません。
 - (2) 遺族であつて六十五才以上の老人及び未亡人に対しては更に所得税に對する減税処置がこうじられ、課税額から六千円だけ免除されます。
- 従つてこれらの該当者が俸給或いは商業等で生活しているため所得税が仮に一万円かかつてきた場合は六千円は控除され、普通一般の人が一万円払うのに對し、四千円払えばよいこととなります。

七月 八日 (火) 草津、古田小学校

七月 九日 (水) 尾長、矢賀小学校

七月 十日 (木) 已斐、天満小学校

七月 十一日 (金) 青崎、広瀬小学校

七月 十二日 (土) 三篠、舟入小学校

七月 十四日 (月) 段原、楠那小学校

七月 十五日 (火) 大芝小学校

七月 十六日 (水) 比治山小学校

七月 十七日 (木) 観音、南観音小学校

七月 十八日 (金) 皆実、大河小学校

七月 十九日 (土) 福島西隣保館

七月 二十一日 (月) 仁保、轍町小学校

七月 二十二日 (火) 神崎、中島小学校

七月 二十三日 (水) 白島、袋町小学校

七月 二十四日 (木) 本川小学校

七月 二十五日 (金) 千田、竹屋小学校

七月 二十六日 (土) 宇品小学校

元宇品町民会館

申請の際は 正しい郵便局名を!

遺族年金及び弔慰金を請求する場合、その申請書に最寄りの郵便局名を記入することになつておりますが、局名が間違つていっていると再申請しなければなりませんから、次のように正しい局名を記入するように注意して戴きたい。

申請の際必要な正しい郵便局の名称

◎ 広島郵便局

広島江波郵便局

広島横川郵便局

広島三篠郵便局

広島草津郵便局

広島吉島郵便局

広島高須郵便局

広島已斐郵便局

広島舟入川口郵便局

広島昭和新開郵便局

広島平田屋町郵便局

◎ 広島駅前郵便局

広島蟹屋郵便局

広島尾長郵便局

広島轍町郵便局

広島宝町郵便局

広島向洋郵便局

広島段原東浦郵便局

◎ 宇品郵便局

広島比治山本町郵便局

広島洲崎郵便局

広島似島郵便局

広島大河郵便局

広島皆実町三郵便局

広島皆実町三郵便局

広島皆実町三郵便局

法 護 援 相 談

どんな人が

適用を受けられるか？



援護法はどんな人に適用されるか？それにはいろいろの制限や適用範囲がありますので、次に具体的な事例をあげてみましょう。

なおこれは比較的まぎらわしい事例でありますが、この外に御不審な点がありましたら社会課援護係にお問合せ下さい。

【問】内地で兵隊として訓練中死亡した場合に戦死として扱われますか

【答】戦死。正確に云えば公務による死没として取扱われます。軍人が死亡したときは内地、外地を問わず戦死として扱います。又公のつとめのため傷ついたり、病氣にかかったりして、それが原因で死んだ場合は戦病死として扱われます。

【問】復員して故郷へ帰る途中事故で死亡した場合に戦死として扱われますか

【答】戦死ではありません。船が上陸地について上陸した時に復員したことになるので、従つて故郷へ帰る時は既に復員後であり、身分は軍人ではありません。

ただし特例として昭和二十四年八月から今年の四月二十八日迄は故郷に帰えつた時をもつて復員したことになるのであります。従つてこの期間中に間のようなことが起れば戦死と同様に取扱われます。

【問】召集が来て部隊に入隊する以前に空襲等のため死没した時は如何に取扱われますか

【答】戦死として取扱われません。部隊に入隊して初めて軍人となるからです。

【問】戦地で酒によつて自動車運転していた者が事故で死んだ場合は如何に

取扱われますか。
【答】戦死とは認められませんがこの援護法の適用を受けることが出来ません。

【問】軍属として内地で空襲で死没した場合、年金や弔慰金の支給を受けることが出来ますか

【答】軍属の場合は戦地勤務のものに限られており、内地において死没した方には支給されません。然し徴用工や学徒が内地において敵の攻撃によつて死没した場合は弔慰金として三万円の国債が交付されます。

【問】死亡当時軍属でなかった船員は如何に取扱われますか。
【答】学徒等と同じように三万円の国債が交付され、年金はありません。

【問】弔慰金はどのような遺族に交付されるのですか。
【答】昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族に限り支給されます。

【問】肺病で障害年金や増加恩給を受けていた者が肺病で死んだ場合はどうなりますか。
【答】戦死者の遺族と同じ取扱ひを受けます。従つて年金は全額受取れます。弔慰金は障害年金の原因となつた傷や病気が大東亞戦争で起されたものに限り支給されます。

【問】肺病で障害年金を受けていた者が肺病で死んだ時は如何ですか。
【答】遺族年金はありますが、弔慰金はありません。年金は普通の人の六割が支払われます。すなわち妻には六千円、子や父母には各三千円宛支給されます。又

妻や子等が受取る金額を合計して、生前受けていた障害年金より多いときは、障害年金の金額しか受取れません。
【問】内縁の妻は遺族として資格がありますか。
【答】妻としての権利があります。

【問】実家に復讐した妻には権利がありますか。
【答】年金、弔慰金ともに受ける権利があります。但し再婚した場合は年金はありませんが、弔慰金は戦没者に他の遺族が誰もいないときに限り受取ることが出来ます。

【問】戦没者の兄弟と再婚した妻は如何になりますか。
【答】弔慰金は受けられますが年金はありません。

【問】妻が亡夫の姓のまま内縁関係を結んでいる場合は如何ですか。
【答】再婚した妻と同じであります。従つて年金はありませんが弔慰金は戦没者に誰も遺族がいないうちに限り受取ることが出来ます。

【問】子や孫が結婚したときには如何になりますか。
【答】弔慰金を受取る場合は子は第二順位で孫は第四順位であります。遺族年金は支給されません。子や孫は十八才未満でなければ受けとれないことになっておりますが、それは十八才未満では生活能力がないということが理由です。そこで嫁を貰つたり、むこをとつたりすれば十八才未満であっても生活能力があるものとして年金はあります。

【問】子や孫が戦死者の兄弟姉妹の養子となつたときはどうなりますか。
【答】年金も弔慰金も受取れます。ただし弔慰金は子は第二順位で孫は第四順位であります。しかし孫の場合は父母又は祖父母があつて生活の面倒をみてゐる場合や、孫が自分で生活できる財産等をも

つてゐる場合は遺族年金は支給されません。
【問】他人の養子になつてゐた遺族が離縁して帰つております、如何に取扱われますか。
【答】遺族年金はあります。他人の養子となつたとき戦死者と縁がきれてしまつたのです。ただ弔慰金についてはそれを受取る遺族が誰もいない時は受取る権利があります。

【問】十八才以上の子及び孫ですが、生活する財産等がないものは如何ですか。
【答】遺族年金は年令に関係なく支給されます。弔慰金は勿論権利があります。その順位は前にもお答えした通りであります。

【問】妻が連子をしてその子は夫の養子となつてしまつたが、その夫が戦死した場合その連子は遺族でしょうか。
【答】遺族として取扱われます。

【問】母が再婚し、子を母の実家の姓のまま連子したときはその子は如何ですか。
【答】遺族として取扱われます。しかし再婚先で養子となつておれば年金はありません。

【問】継父又は継母は遺族として取扱われますか。
【答】戦没者の死亡当時既に継父母であつた人は普通の父母と同等の資格があります。

【問】兄弟姉妹は遺族年金や弔慰金を受取れますか。
【答】遺族年金は受取れません。弔慰金は第六順位でありますから戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母がいないうちに受けることが出来ます。しかも他家へ嫁入した姉妹も嫁をもらつた兄弟も未婚の兄弟姉妹も同じ資格で権利があります。

【問】兄弟姉妹は遺族年金や弔慰金を受取れますか。
【答】遺族年金は受取れません。弔慰金は第六順位でありますから戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母がいないうちに受けることが出来ます。しかも他家へ嫁入した姉妹も嫁をもらつた兄弟も未婚の兄弟姉妹も同じ資格で権利があります。

【問】兄弟姉妹は遺族年金や弔慰金を受取れますか。
【答】遺族年金は受取れません。弔慰金は第六順位でありますから戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母がいないうちに受けることが出来ます。しかも他家へ嫁入した姉妹も嫁をもらつた兄弟も未婚の兄弟姉妹も同じ資格で権利があります。

【問】兄弟姉妹は遺族年金や弔慰金を受取れますか。
【答】遺族年金は受取れません。弔慰金は第六順位でありますから戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母がいないうちに受けることが出来ます。しかも他家へ嫁入した姉妹も嫁をもらつた兄弟も未婚の兄弟姉妹も同じ資格で権利があります。

【問】兄弟姉妹は遺族年金や弔慰金を受取れますか。
【答】遺族年金は受取れません。弔慰金は第六順位でありますから戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母がいないうちに受けることが出来ます。しかも他家へ嫁入した姉妹も嫁をもらつた兄弟も未婚の兄弟姉妹も同じ資格で権利があります。

のでありますから、特に誤解のないよう御願ひ致します。

力記

一、輸送協力団

二、医療奉仕団

軍風を除く)

市

•

- 業務に従事していた方に限ります。

查様式は次の通りであります。

徳原し

接駁係まで肩出で下さい

参考
一、一側小指の機能
を廢したものの

記

- より七年間

項症の方は本件に該当致します

広島市 お知らせ

第 29 号

27. 7. 1.

(市政廣報ひろしま改題) 発行 広島市役所市長室編輯係 印刷所 旭 印刷株式会社

社会保険広島市民病院

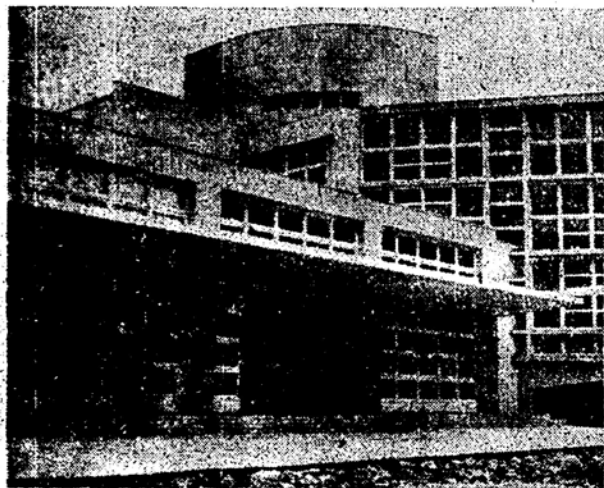
開院は七月下旬頃の豫定

皆様御待ちかねの「社会保険広島市民病院」は、諸準備も概ね整い、七月下旬頃開院の運びとなりました。

開院までの経過のあらまし

此の病院は、国（厚生省）が五千万円の予算をもつて建設、県が建物の管理をし、その運営は広島市が受持つ約束の下に、昨年二月以来第一期建設工事に着手したもので、本年三月末に完成すべき処、いろいろの事情で遅れて、六月に至つて診療棟、百三十二ベッドを收容する病棟、ホールの一部、変電室等を漸く完成致しました。

(新装成つた市民病院表玄関)



広島市はこれに応じて、本病院運営に關する予算措置をとり、その附随する室内器具及び医療装具の備え付けを急ぐと共に、最も大切な医療陣である医師、看護婦等の選任を整え、大体七月下旬頃開院する予定となりました。

本病院の診療対象

「社会保険広島市民病院」は、その名前が示している通り、次の人々を診療の対象としております。

- (1) 社会保険、国民健康保険等の被保険者及び被扶養者の方々
 - (2) 生活保護法、結核予防法、労働災害補償等の社会保障的適用を受けている傷病者の方々
 - (3) 一般市民並に果民の方々
- 一般市民に対する医療費については、果、市医師会と協調の上、出来る丈低廉な価格で取扱う方針であります。

運営方針

本病院は総合病院であります。開院当初は内科、外科、小児科、産婦人科の四科で発足し、給食施設及び附属施設が整備され次第入院患者を受け付けると共に、逐次皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻科、歯科、放射線科等を設置してゆく方針となっております。

又職員は、定員は、医師は院長外十二名、看護婦は婦長外四十二名、その他四十五名、合計百一十名となっておりますが、当初は定員の約六割程度の人員で発足し、内容の整備と相俟つて、逐次増員してゆく予定です。



明るい斜路(階段)

特徴

社会保険広島市民病院の特徴は、何といつても民間の第一線保険の親病院としての性格を備えていることです。

即ち第一線保険医が必要とする時は、本病院備付けの病床、医療機具使用の便宜を提供したり、特に結核外科手術などの手のかかる疾患に重点を置いたり、更に又災害時の救助面にも目赤と共に時を失せず応じ得るよう、人的にも、施設の点に於ても万全の態勢を整える方針を堅持している訳です。

なお将来は、細菌、生化学、病理等の面に亘つてもその充実を図り、基礎診断方面も整備する計画となっております。

本病院は、前述の通りその設立経過や特徴から致しまして、厚生省、果、大学、保険組合、支払基金、地元医師会、特に第一線保険医と密接な連絡を持ち、更に近く設置せられる運営委員会と協調してゆかねばならぬと共に、市民の皆様への医療サービス機関としての重大な役割を果さねばならぬ訳であつて、これが運営を担当する市当局としては、此の点に充分意を配つて、市民並に關係各方の協力の下に、所期の成果を挙げざるを得ない所存であります。

(厚生局)

◎回覧にしてお読み下さい

七月一日～七月三十一日

(市民税課)

人権擁護委員決る

広島市では人権擁護委員候補を広島法務局に推薦していましたが、このたび次の六氏が委員として決定しました。

この委員は国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合にはその救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命としております。

請求書受付場所變更

六月二十六日附発行の、援護法特集号二頁二段の『七月十二日舟入小学校は、舟入川口町唯信寺』に変更になりました。

広島市では、市営三滝墓苑の整備を急いでいたが、この程その一部が完成したので、左記により使用申込の受付を開始します。御希望の方は、現地を御覧の上墓苑管理事務所（現地）へ御申込下さい。

一、使用料 三級一基につき四千元・四級同三千三百元・五級同三千元
二、面積 一基につき六平方メートル(約二坪)
三、使用申込受付開始 昭和二十七年七月一日より
(緑地課)

広島市の昭和二十六年度共同募金（赤い羽根）の配分が左の通り決定しました。

告知版

曙光園	七〇	千
ひかり保育園	七六	千
三立山保育園	三一	千
天使園	四一	千
小白合園	二五	千
若葉保育園	四八	千
知恩保育園	四八	千
みなみ愛児園	五八	千
まこと保育園	四三	千
ときと保育園	三九	千
真和保育園	四〇	千
法輪保育園	三六	千
	四五	千

比治山保育所三七	広島市身体障	三〇
福島町一致協会二〇	害者福祉協会	三〇
社会福祉三三〇	少年保護司会三〇	三〇

陸奥市保育連盟	二〇〇	尾長町協和会	一五〇
帰還促進連盟	三五〇	成人保護	二〇〇
遺族更生連盟	三〇〇	司連合会	二〇〇
広島市未亡人会	三五〇		
民生委員連盟	四〇〇千円(事務費)		
	一〇〇万一二千円(決外授受費)		
総計	一、三五〇、〇一二円		(社会課)

本市では、昨年五月以来原爆による全死歿者調査を其施しておりますが、この

死歿者名は過去帳として、近く完成する
平和記念公園内の記念慰霊碑に納められ
る事になつております。ついでは今なお
申告洩れがあると思われるので、この際
未届けの死歿者を御存じの方は、至急調

調査の対象者、広島市に投下された原子爆弾により直接に、又は原爆の影響を直接の原因として死歿された方全部を含みます。
(調査員)

市商工課計量係では、新計量法により七月一日から九月三十日まで、現在各商店で使用している計量器の種類と数を調査致しますから御協力願います。

この度広島市では、市民の体位向上をはかるため、左記によりハイキングを実施しますので、何卒奮つて多数御参加下

府中史蹟めぐり(家族向)
 1、集合時 七月二十日(日)午前八時半集合(雨天の際は七月二十七日)
 2、集合場所 広島駅前(広島百貨店前)
 3、コース 広島駅―才藏峠―石井城趾―道隆寺―水分峽(晝食)―龍仙寺―多家神社―松崎八幡宮趾―府中大橋―広島駅前(午後四時解散)
 4、行程 徒歩行程約十二軒
 5、その他 飯盒炊さん可能、経費不用

◎精神養子事業の擴充に

この度米國側はロシマ・ピースセンタ
ー委員であり、精神養子事業事務局長の
ニュージャーシー州、オレンヂ・パー
ク、アベニュー在住牧師マーヴィン・グ
リーン氏は、精神養子事業拡充のため去
る六月十四日来広しました。

國境を超越し温い愛の手によつて、
すくすくと生い育つ養子の現況を視察、
養親からの申越しを伝えたり、報告のお
土産にすると共に慰問品として金一封を
贈呈されました。その他原爆孤児関係
者、並に平和団体等との懇談を終え十九
日広島猪米ニラ・印度等十四カ国を歴訪
の上帰國する予定である。（社会課）

定期預防接種

一、日時 昭和二十七年七月七日より七月二十五日迄、自午後二時至七時

[illegible]

百日せきの豫防接種を

生後三カ月から六カ月の人で、三回接種を受けられた人は、接種後十二カ月より十八カ月の間に更に追加免疫一回を受けなければ効果がありませんから、該当者は指定の医師、病院（各出張所掲示板に掲示）で八月三十一日までに受けて下さい、以後は舟入幸町舟入病院内保健所分室で行います。（保健所）